

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改正後	現 行																																																																		
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械) 第1・第2 [略] 第3 施設機械設備工事 1・2 [略] 3 請負工事費の積算 3-1 製作工事原価 [略] 3-2 据付工事原価 1) 直接工事費 [略] 2) 間接工事費 (1) 共通仮設費 イ～ヘ [略] ト 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正 a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。 地域補正の適用	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械) 第1・第2 [略] 第3 施設機械設備工事 1・2 [略] 3 請負工事費の積算 3-1 製作工事原価 [略] 3-2 据付工事原価 1) 直接工事費 [略] 2) 間接工事費 (1) 共通仮設費 イ～ヘ [略] ト 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正 a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。 地域補正の適用																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>中山間地域</u></td> <td><u>全ての工種(注1)</u></td> <td><u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u></td> <td>1.1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 (注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種(注1)</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.1	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 (注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及び、これに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が</p>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
適用条件			補正 係数			適用 優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																																															
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種(注1)</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.1	5																																																															
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																																															
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																															

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行																																																																		
<p>4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>[削る。]</p> <p><u>中山間地域</u>：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】</p> <p>[削る。]</p> <p>b～c [略]</p> <p>(2) 現場管理費 イ～ヘ[略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した現場管理費率の補正</p> <p> a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>	<p>4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><u>山間僻地及び離島</u>：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及び、これに準ずる地区をいう。</p> <p><u>地 方 部</u>：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>b～c [略]</p> <p>(2) 現場管理費 イ～ヘ[略]</p> <p>ト 施工地域を考慮した現場管理費率の補正</p> <p> a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>																																																																		
<p>地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、<u>車線変更を促す</u>規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td><u>中山間地域</u></td> <td><u>全ての工種（注1）</u></td> <td><u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u></td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種（注1）</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.0	5	<p>地域補正の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地（DID補正）</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（注1）</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2	市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
適用条件			補正 係数			適用 優先																																																													
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2																																																															
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																																															
<u>中山間地域</u>	<u>全ての工種（注1）</u>	<u>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。</u>	1.0	5																																																															
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																																	
一般交通影響有り (1)	全ての工種（注1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																																															
一般交通影響有り (2)	全ての工種（注1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合（常時全面通行止めの場合を含む。）。	1.1	2																																																															
市街地（DID補正）	全ての工種（注1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																																															
山間僻地及び離島	全ての工種（注1）	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																																															
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)																																																															
<p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及び、これに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>[削る。]</p>	<p>(注)1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>(注)2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <p>市 街 地：施工地域が人口集中地区（D I D地区）及び、これに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p><u>山間僻地及び離島</u>：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及び、これに準ずる地区をいう。</p>																																																																		

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行																
<p style="text-align: center;"><u>中山間地域：中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。 【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】</u></p> <p>[削る。] b・c [略] (3) 据付間接費 [略]</p> <p>3-3 設計技術費 [略]</p> <p>3-4 一般管理費等 1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。 2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)×(機器単体費補正係数) (1)～(4) [略]</p> <p>3-5～3-11 [略]</p> <p>表-3・1～表-3・8 [略]</p> <p>表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 額</th> <th style="text-align: center;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>27.00%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;">$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし G₁: 標準一般管理費等率(%) C₁: 対象額(単位:円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>18.76%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表-3・10・表-3・11 [略]</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	<u>27.00%</u>	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	<u>18.76%</u>	<p style="text-align: center;"><u>地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</u></p> <p>b・c [略] (3) 据付間接費 [略]</p> <p>3-3 設計技術費 [略]</p> <p>3-4 一般管理費等 1) 一般管理費等の積算は、(工事原価)×(一般管理費等率)とする。 2) 一般管理費等率は、次式により算定した値とする。 <u>3) 一般管理費等率=(標準一般管理費等率)×(前払金支出割合補正係数)×(機器単体費補正係数)</u> (1)～(4) [略]</p> <p>3-5～3-11 [略]</p> <p>表-3・1～表-3・8 [略]</p> <p>表-3・9 標準一般管理費等率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 象 額</th> <th style="text-align: center;">標 準 一 般 管 理 費 等 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500万円以下</td> <td style="text-align: center;"><u>21.78%</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円を超え 30億円以下</td> <td style="text-align: center;">$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G₁: 標準一般管理費等率(%) C₁: 対象額(単位:円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30億円を超えるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>11.78%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) G₁の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>表-3・10・表-3・11 [略]</p>	対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率	500万円以下	<u>21.78%</u>	500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)	30億円を超えるもの	<u>11.78%</u>
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																
500万円以下	<u>27.00%</u>																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(C_1) + 46.862$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	<u>18.76%</u>																
対 象 額	標 準 一 般 管 理 費 等 率																
500万円以下	<u>21.78%</u>																
500万円を超え 30億円以下	$G_1 = -3.5981 \text{Log}(C_1) + 45.883$ ただし G ₁ : 標準一般管理費等率(%) C ₁ : 対象額(単位:円)																
30億円を超えるもの	<u>11.78%</u>																

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 請負工事費の構成 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価 [略]</p> <p>2-2 架設工事原価</p> <p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。</p> <p>2-3 ～ 2-4 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価 [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、<u>実情に応じた率を計上する。</u></p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、<u>実情に応じた率を計上する。</u></p> <p>3-3 ～ 3-7 [略]</p>	<p>第4 鋼橋製作架設工事</p> <p>1 請負工事費の構成 [略]</p> <p>2 請負工事費の費目</p> <p>2-1 工場製作原価 [略]</p> <p>2-2 架設工事原価</p> <p>架設工事原価の費目は次のとおりとする。</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、共通仮設費と現場管理費から構成される。</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)に準ずる。</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」に準ずる。</p> <p>2-3 ～ 2-4 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 工場製作原価 [略]</p> <p>3-2 架設工事原価</p> <p>1) 直接工事費 [略]</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</u></p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>現場管理費は、<u>「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</u></p> <p>3-3 ～ 3-7 [略]</p>

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現 行
・第5 電気通信設備工事 [略]	・第5 電気通信設備工事 [略]